

# 一般社団法人 新潟県建築組合連合会定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人新潟県建築組合連合会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を新潟市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、会員の協力によって建築技術の進歩改善を図り技能労働者の社会的、経済的地位の向上発展を期し、以って公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 建築技能者の社会的地位の向上及び技術の進歩改善
- (2) 建築技能者の経営進歩向上に関する施策
- (3) 建築技能者の育成及び訓練教育
- (4) 建築に関する調査研究及び普及宣伝
- (5) 会員の指導、会員相互の連絡及び協力並びに関連団体との連絡及び協力
- (6) 会員の健康保全のための福利厚生
- (7) 前各号に関する印刷物の刊行及び頒布
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人は、新潟県内に居住し建設に従事する者及びこれに関係する者で、この法人の目的に賛同する者を会員とする。

(会員の資格取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、入会申請書に所定の入会金を添えてこの会に提出し会長の承認を受けなければならない。

(会員区分と代議員の選出)

第 7 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 会 員 新潟県内に居住し建設に従事する者及びこれに関係する者で、  
この法人の目的に賛同する者
- 2 この法人の社員は、概ね会員 80 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員  
をもって社員とする。
- 3 代議員を選出するため会員による代議員選挙を行う。代議員の選出については地区  
選挙区制を採用し、代議員は各選挙区につきその区域に所属する会員のうちから選挙  
する。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は会員の中から選ばれることを要する。会員は前項の代議員選挙に立候補す  
ることができる。
- 5 第 3 項の代議員選挙において、会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有  
する。理事または理事会は代議員を選出することはできない。
- 6 第 3 項の代議員選挙は 2 年に 1 度実施することとし、代議員の任期は選任の 2 年後  
の事業年度終了日までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の  
訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関す  
る法律（以下「法人法」という。）第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第  
284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請  
求をしている場合を含む。）には当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員た  
る地位を失わない（当該代議員は役員解任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）  
並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 7 代議員が欠けた場合または代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議  
員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員  
の任期の満了するときまでとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
  - (2) 当該候補者を特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該  
特定の代議員の氏名
- 9 第 7 項の補欠の代議員の選任にかかる決議が効力を有する期間は、選任後最初に実  
施される第 6 項の代議員選挙終了のときまでとする。
- 10 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権力を社員と同様に当法人に対して  
行使することができる。
  - (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
  - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
  - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

11 理事または監事はその任務を怠ったときは、この法人に対しこれによって生じた障害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらずこの責任は全ての会員の同意がなければ免除することができない。

#### （会費の負担）

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。新加入の会員については入会と同時に入会金を納入しなければならない。

2 退会、除名、その他の理由によって会員の資格を失った者は入会金並びに既に納入した会費の返還を求めることは出来ない。

#### （任意退社）

第9条 会員は退会しようとするときは、会費を完納した上でその旨を会長に申し出なければならない。

#### （除名）

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により除名することができる。

- (1) この法人の名誉を毀損または秩序をみだす行為があったとき
- (2) この法人の目的趣旨に反した行動をしたとき
- (3) 会員としての義務を履行しないとき
- (4) その他、除名すべき正当な事由があるとき

#### （会員資格の喪失）

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡または解散したとき

## 第 4 章 総 会

### (構 成)

第 1 2 条 総会は全ての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

### (権 限)

第 1 3 条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 会費の承認
- (7) その他、総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

### (開 催)

第 1 4 条 総会は定時総会として毎年度 5 月に 1 回開催する。

2 臨時総会は必要がある場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事会からその事項を示して要求のあったとき
- (3) 会員総数 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して要求のあったとき

### (招 集)

第 1 5 条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

### (議 長)

第 1 6 条 総会の議長は当該総会において社員の中から選出する。

### (議 決 権)

第 1 7 条 総会における議決権は社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上が出席し総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他、法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長の内から1名、社員の中から署名人2名を選出し前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 4名以内

2 理事の内1名を会長、3名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 監事の内1名を外部監事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は他の役員を兼ねることができない。

4 理事及びその親族等である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表しその業務を執行し、副会長は会長を補佐し会務を処理する。
- 3 会長及び副会長は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも理事及び事務局に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了または辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第28条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長及び副会長の選定及び解職
- (5) 事業計画及び収支予算書の承認

(招 集)

第29条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは副会長が理事会を招集する。
- 3 監事は会長に対し理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求した監事は理事会を招集することができる。

(決 議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書については毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号及び第4号の書類については総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第36条 この法人は総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

## 第 9 章 組 織

(顧問及び相談役)

第37条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、この法人のため特に功労のあった者または建築業関連学識経験者から理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、法人の重要事項につき会長の諮問に応じまたは会議に出席して意見を述べることができる。

(委員会)

第38条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため理事会の決議により委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は会員中から選出する。
- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(事務局及び職員)

第39条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置くことができる。
- 3 事務局長は理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 職員は会長が任免する。
- 5 事務局及び職員に関して必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は電子公告により行う。

- 2 事故、その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

## 第11章 補 則

(剰余金の分配)

第41条 この法人は剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、若しくは地方公共団体に贈与するものである。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は 込 田 幸 吉 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人解散の登記と一般法人設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず解散登記の前日を事業年度の末日とし設立登記の日を事業年度の開始日とする。

## 附 則

(平成27年5月8日定時総会承認)

- 1 この定款は、平成27年5月8日から施行する。

(平成28年5月13日定時総会承認)

- 2 この定款は、平成28年5月13日から施行する。

